

「広報かたの」への有料広告掲載の取り扱いに関する基準

平成19年2月20日

(趣旨)

第1条 この基準は、交野市有料広告の取り扱いに関する要綱（平成19年2月20日制定）（以下「要綱」という。）に基づき、交野市（以下「市」という。）が発行する「広報かたの」（以下「広報」という。）への有料広告掲載に関し、必要な事項を定める。

(掲載の申込方法)

第2条 広告の募集、受付及び掲載については、市が指定する広告代理業を営むもの（以下「広告代理店」という。）が取り扱う。

(掲載料金等)

第3条 広告代理店が市に支払う広告の掲載料金及びそれに要する費用は、市と広告代理店とで別に契約する金額とする。

2 広告の掲載料金及びそれに要する費用の支払時期は、市と広告代理店とで別に契約する時期とする。

3 広告主は前条の規定に基づき掲載するときは、広告主と広告代理店とで別に契約した金額を契約した支払方法にしたがい、広告代理店に支払わなければならない。

(契約できる広報)

第4条 広告を掲載できる広報は、毎月発行する定期発行号とする。

(掲載の基準)

第5条 要綱に定めるもののほか、次の各号に該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享樂的な面を強調するもの
- (2) 風俗上好ましくない表現があるもの
- (3) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの
- (4) 無限連鎖講、いわゆるねずみ講商法に類するものや、犯罪行為を容認・誘発するおそれのあるもの
- (5) 広告の目的が正当な取引とは認められないもの
- (6) 自己の優位性を強調するために他を中傷したり、引き合いにしたりした

もの

- (7) 交野市が広告をしているような誤解をあたえるものや、広告内容を誤解させるような紛らわしい表現のあるもの
- (8) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの、または不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (9) 広告内容が非科学的と考えられるようなものや、事実と異なるもの
- (10) 個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの
- (11) その他「広報かたの」に掲載することが不相当と判断できるもの
(広告主の基準)

第6条 要綱に定めるもののほか、次の各号に該当する者は広告を掲載することができない。

- (1) 交野市が発注する契約の指名競争入札の参加者の指名を停止されている者
- (2) 交野市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、除外されている者
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者（ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 商法に基づき会社の整理の開始を命ぜられている者（ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (5) その他法令に違反して営業を行っている者
(広告の位置及び大きさ)

第7条 広告を掲載する位置は「おしらせひろば」中の5段組の最下段を使用し、大きさは1段の2分の1を一枠とする。

(広告代理店の責務)

第8条 広報に掲載した広告に関する一切の責任は、広告代理店が負うものとする。

2 広告の掲載、掲載の中止等により、市に損害が発生した場合は、広告代理店がその損害を賠償しなければならない。

(掲載の優先順位)

第9条 広報に掲載する広告の優先順位は次の通りとする。

順位	広告主の種類	広告内容
1	国、地方公共団体、公社または独立行政法人	業務全般（利用者サービスを目的としたもの）

2	公益法人その他公共的団体	〃
3	事務所又は事業所を有する法人	市民生活に役立つもの
4	事務所又は事業所を有する個人	〃
5	事務所又は事業所を有する法人	その他利用案内等
6	事務所又は事業所を有する個人	〃

附則

この基準は、制定の日から施行する。(平成19年2月20日制定)

附則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。